

三重県後期高齢者医療広域連合 第2期データヘルス計画 中間報告について

事業名	事業目的および概要	実施方法	目標値		評価方法	事業実績	課題	今後の方向性
			アウトプット 2020年度	アウトカム 2023年度				
1 健康診査受診率向上事業	<p>【事業目的】 健康診査の受診率向上で生活習慣病の早期発見と適切な医療を受ける機会を提供し、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 健康診査の前年度未受診者等を対象として、健診を受診しないことで生じるリスク等を分かりやすく記載した受診勧奨案内を送付する。また、受診案内を行った方の中から、一定の人数を抽出した上で、電話による受診勧奨も併せて行う。</p>	<p>広域連合がKDB等から対象者を特定し、必要に応じてレセプト内容をチェックした上で、対象者に勧奨案内を郵送する。構成市町は、送付対象者を確認し、問い合わせ等に対応する。</p>	健康診査受診率 42%	健康診査受診率 45%	<p>対象者データと健診データを突き合わせて確認し、評価する。 (全県・地域別・市町別)</p> <p>勧奨実施者の20%以上が医療機関を受診したか。</p>	<p>医科健診受診率 H30年度:40.69% R1年度:41.57%</p> <p>電話勧奨後受診率 H30年度:17.60% R1年度:18.00%</p> <p>文書勧奨後受診率 H30年度:13.71% R1年度:10.83%</p> <p>歯科健診受診率 H30年度:18.30% R1年度:20.06%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の抽出において、受診の働きかけに応じる可能性がより高い者を重点的に抽出する必要がある。</li> <li>電話勧奨については、被保険者から「受診するつもりはなかったが、せっかく電話をもらったので受診する」「受診を忘れていたが電話のおかげで思い出した」等、肯定的なご意見もいただいでおり、一定の効果があると考えられる。</li> <li>歯科健診については現在、75才と80才の被保険者を対象としているが、できるだけ若い時期により多くの被保険者に受診していただく必要がある。また、『歯科健診』という名称が、「自分は総義歯だから受診しなくてよい」という誤解を生んでいる可能性がある。</li> <li>文書勧奨は読まずに捨てられている可能性もあることから、読んでみる気になるような工夫が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、受診の働きかけに応じる可能性がより高いと考えられる対象者の抽出方法等について検討していく。</li> <li>文書等による働きかけだけでなく、対象者との直接対話による働きかけができるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施とも連携を図っていく。</li> <li>「自覚症状がないから自分は健康」と思っている者も多いことから、生活習慣病は自覚症状がなく、健診で発見することが重要であることを重点的に啓発していく。</li> <li>歯科健診の対象年齢拡大を検討する(75・80才に加え77才も対象とする)。</li> <li>歯科健診の名称を変更する。</li> </ul>
2 健診異常値放置者受診勧奨事業	<p>【事業目的】 生活習慣病リスク保有者が疾病を早期に治療し、重症化予防につなげることで、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 健康診査の受診結果に異常値があるにも関わらず、その後の医療機関受診が確認できない対象者をKDB等から特定し、医療機関の受診を促す勧奨文書を送付する。文書では、治療を放置した場合のリスク等を分かりやすく説明する。</p>	<p>広域連合がKDB等から対象者を特定し、必要に応じてレセプト内容をチェックした上で、対象者に勧奨案内を郵送する。構成市町は、送付対象者を確認し、問い合わせ等に対応する。</p>	<p>勧奨実施者の15%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>勧奨実施者の20%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>対象者リストとレセプトを突き合わせて受診者を確認し、評価する。 (全県・地域別・市町別)</p> <p>勧奨実施者の20%以上が医療機関を受診したか。</p>	<p>勧奨後受診率 H30年度:25.47% R1年度:26.47%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書による勧奨に加えて、対象者が医療機関を受診しない原因等を踏まえた、より細やかな働きかけを行うことが効果的であると考えられる。</li> </ul>	<p>医療専門職等による直接的な受診の働きかけができるよう、「保健事業と介護予防の一体的実施」等との連携を検討する。</p>
3 保健指導事業(重複・頻回受診) (糖尿病性腎症重症化予防)	<p>【事業目的】 保健指導の実施等により重複・頻回受診を減らし、糖尿病性腎症の重症化を抑えることで、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 〈重複・頻回受診〉 KDB等から該当患者を特定し、医療機関の適切な受診の仕方や健康管理の方法等について保健師等による指導を行う。 〈糖尿病性腎症重症化予防〉 KDBから該当患者を特定し、医療機関の未受診者を対象として、病期が維持できるよう医療機関の受診勧奨等を行う。</p>	<p>〈重複・頻回〉 KDBから対象者を特定し、構成市町や関係団体と連携して保健指導を実施する。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 広域連合が抽出した受診勧奨対象者へ、医療機関の受診勧奨等を行う。</p>	<p>〈重複・頻回〉 実施できた市町が5市町以上あること。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 勧奨対象者の10%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>〈重複・頻回〉 実施できた市町が10市町以上あること。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 勧奨対象者の10%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>〈重複・頻回〉 広域連合内において保健指導を継続的に実施できてきているか。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 勧奨対象者の状況をKDBやレセプトで確認し、評価する。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 勧奨対象者の状況をKDBやレセプトで確認し、評価する。</p>	<p>—</p>	<p>〈重複・頻回受診〉 重複受診の抑制については、セカンドオピニオンの必要性や医療へのフリーアクセスを阻害する恐れがあり、また、頻回受診については、医師の治療方針に従って行われているケース等も考えられる。これらのことを踏まえ、取り組みのあり方を再検討する必要がある。</p> <p>〈糖尿病性腎症重症化予防〉 国保における取り組みが、後期高齢への移行後も途切れることがないよう、円滑な接続を図っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業については、指導対象者の抽出に必要なレセプトデータを保有するのは保険者である広域連合であるが、実際の保健指導については、対象者の個別具体的な事情を踏まえた細やかな対応が必要になることから、地域の事情に精通している市町の保健師が実施することが望ましい。</li> <li>令和2年度以降、当事業は保健事業と介護予防の一体的実施の事業メニューに含まれることとなったことから、今後は、一体的実施の一環として市町での取り組みが拡大していくよう図っていく。</li> <li>なお、特に糖尿病性腎症重症化予防事業については、国保において保健指導を受けていた被保険者が、年齢到達により後期高齢者医療制度へ移行することによって、取り組みが途切れてしまうことが大きな課題となっている。</li> <li>当事業については、事業の実施内容が、保健事業と介護予防の一体的実施の事業要件に合致しなくても、別枠で国からの特別調整交付金を受けられることができる場合もあることから、市町の実情に合わせて柔軟に取り組んでいただけるよう、特別調整交付金の交付基準とあわせて対象者リストを全市町に送付することで、事業内容と対象者との双方について市町との情報共有を図り、取り組みを促進していく。</li> </ul>
4 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	<p>【事業目的】 患者が自己判断で治療を中断することなく、適切に治療を継続するよう勧奨することによって、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 かつて生活習慣病で医療機関の定期受診をしていたが、その後治療を中断している対象者をKDB等から特定し、医療機関の受診を促す勧奨文書を送付する。文書では、治療を中止した場合のリスク等を分かりやすく説明する。</p>	<p>広域連合がKDB等から対象者を特定し、必要に応じてレセプト内容をチェックした上で、対象者に勧奨案内を郵送する。構成市町は、送付対象者を確認し、問い合わせ等に対応する。</p>	<p>勧奨実施者の15%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>勧奨実施者の20%以上が医療機関を受診していること。</p>	<p>対象者リストとレセプトを突き合わせて受診者を確認し、評価する。 (全県・地域別・市町別)</p> <p>勧奨実施者の20%以上が医療機関を受診したか。</p>	<p>勧奨後受診率 H30年度:14.81% R1年度:10.53%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が治療を中断した理由など、個別の事情を踏まえた細やかな対応を行うことが望ましいことから、文書による受診勧奨と併せて、対面による働きかけを行うことが効果的であると考えられる。</li> </ul>	<p>当事業は保健事業と介護予防の一体的実施の事業メニューにも含まれることから、今後は、一体的実施の一環として、市町での取り組みが拡大していくよう図っていく。</p>
5 ジェネリック医薬品差額通知事業	<p>【事業目的】 ジェネリック医薬品の普及率向上により、患者の医療費負担を抑えるとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 生活習慣病等の医薬品を処方されており、ジェネリックに切り替えることでお薬代が軽減される対象者をレセプトから特定し、ジェネリックに切り替えるご案内を送付する。文書には、1か月間で少なくとも削減される薬品費を分かりやすく記載する。</p>	<p>広域連合が、一定額の減額が見込まれる対象者を特定し、対象者に差額通知書を郵送する。必要に応じて、差額を変更して対象者を見直す。</p> <p>構成市町は、送付対象者を確認し、問い合わせ等に対応する。</p>	ジェネリック医薬品数量シェア 80%	ジェネリック医薬品数量シェア 80%	<p>勧奨前後のレセプトを調査して薬剤比を比較し、評価する。</p>	<p>数量シェア H30年度:69.80% R1年度:73.60%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者にとって、薬剤費が抑えられるというわかりやすい利益があることもあり、ジェネリック医薬品の数量シェアは年々上昇している。</li> <li>差額通知の働きかけを行っても応じない被保険者については、違うアプローチを行う必要があることから、ジェネリック医薬品への切り替えを望まない理由について調査を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、差額通知の送付やリーフレット等による啓発を行う。</li> <li>ジェネリック医薬品に切り替えることを望まない被保険者について、アンケート調査等により、その理由を調査する。</li> </ul>
6 ロコモ原因疾患予防啓発事業	<p>【事業目的】 ロコモティブシンドローム原因疾患を予防し、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 広域連合のホームページへの掲載や、被保険者へパンフレット等を送付することなどにより、ロコモティブシンドローム原因疾患の予防啓発を行う。</p>	<p>広域連合がホームページへ予防啓発ページを掲載するとともに、啓発用パンフレット等を作成して被保険者へ勧奨する。</p>	<p>被保険者全員に個々に周知していること。</p>	<p>被保険者全員に個々に周知していること。</p>	<p>レセプトから原因疾患を含む患者数を把握し、評価する。</p>	<p>被保険者全員に個々に啓発文を送付している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者において「ロコモティブシンドローム」という用語自体に馴染みが薄い。</li> <li>ロコモティブシンドロームに加え、より広い概念であるフレイルに関する啓発を進めていく必要がある。</li> </ul>	<p>フレイルも含めた、具体的にわかりやすい啓発を行うため、リーフレットだけでなく、保健事業と介護予防の一体的実施におけるポピュレーションアプローチや、無医地区における保健事業等、被保険者と直接、接することのできる機会をとらえて、啓発を行っていく。</p>
7 多剤等服薬改善事業(重複服薬を含む)	<p>【事業目的】 重複服薬・多剤服薬等を改善し、被保険者の健康維持増進に寄与するとともに、医療費適正化を図る。</p> <p>【事業概要】 重複服薬や重複服薬等の状況を改善するため、対象となる被保険者に対して、構成市町や関係団体と連携の下、服薬改善の指導・勧奨を行う。</p>	<p>広域連合がKDBから対象者を特定し、構成市町や関係団体との連携のもと、服薬(処方)の改善を行う。</p>	<p>年間30人以上の方の服薬(処方)改善が行われていること。</p>	<p>年間50人以上の方の服薬(処方)改善が行われていること。</p>	<p>KDBから特定した重複副役者、多剤服薬者等が事業開始当初より恒常的に20%以上減少しているか。</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤を処方する医師および都市医師会の同意にかかる課題等が解決できず、事業が実施できていない。</li> </ul>	<p>当事業は、保健事業と介護予防の一体的実施の事業メニューに含まれることから、今後は、一体的実施の一環として市町での取り組みが拡大していくよう図っていく。</p>